

令和7年（2025年）5月26日改正戸籍法施行

戸籍のフリガナの届出に関する 詐欺にご注意ください！

改正法の施行により、令和7年（2025年）5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。

フリガナの届出にあたって法務省や市区町村が
金銭を支払うよう要求することはありません！
詐欺にご注意ください！

・届出に手数料はかかりません。

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

・届出をしなくても罰則はありません。

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

不審に思ったら、下記へご相談ください。

○法務省コールセンター 0570-05-0310 （制度全般に関すること）
月曜～金曜 8時30分～17時15分 （祝日・休日・年末年始を除く）

○豊中警察署 06-6849-1234

○豊中南警察署 06-6334-1234

○豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談窓口 06（6858）5070

月曜～金曜 9時～17時（祝日・休日・年末年始を除く）

